令和６年度第２回八戸市虐待等防止対策会議

日時：令和６年10月28日(月)14時
会場：八戸市総合保健センター　１階大ホール

次　　第

１　開会

２　会長あいさつ

３　議事
　八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画について　　資料１～２

４　閉会

令和6年度第2回　八戸市虐待等防止対策会議　席図

日時：令和6年10月28日(月)14時　／　場所：八戸市総合保健センター　1階大ホール

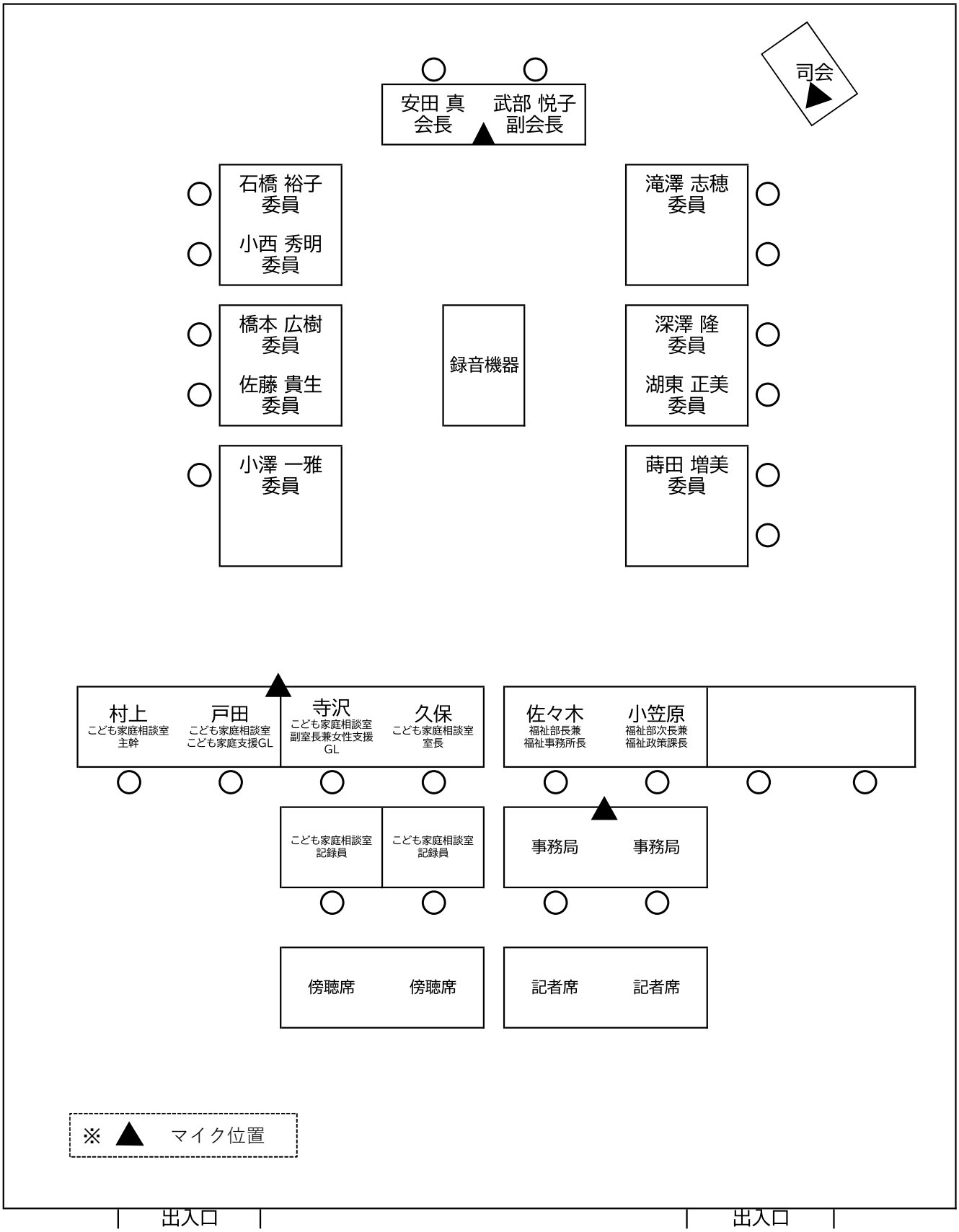

■第6期　八戸市虐待等防止対策会議・委員名簿

【対策会議委員】　　R5.7.1～R7.6.30 （2年間）

	区分	所属団体・機関	委員氏名	10/28 出欠
1	学識経験者	八戸学院大学短期大学部　幼児保育学科	野口（のぐち）　和也（かずや）	欠
2	保健医療関係者	青森県公認心理師・臨床心理士協会	瀧澤（たきざわ）　志穂（しほ）	出
3		青森県精神保健福祉士協会	木村（きむら）　政樹（まさき）	欠
4		一般社団法人　八戸市医師会	深澤（ふかさわ）　隆（たかし）	出
5	福祉関係者	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会	湖東（ことう）　正美（まさみ）	出
6		八戸地区社会福祉施設連絡協議会	蒔田（まきた）　増美（ますみ）	出
7		青森県介護支援専門員協会　八戸支部	武部（たけべ）　悦子（えつこ）	出
8	地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会	石橋（いしばし）　裕子（ゆうこ）	出
9		八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会	安田（やすだ）　真（まこと）	出
10	法曹関係者	青森県弁護士会	小西（こにし）　秀明（ひであき）	出
11	関係行政機関の職員	八戸警察署	橋本（はしもと）　広樹（ひろき）	出
12		三八地域県民局地域健康福祉部　こども相談総室 （青森県八戸児童相談所）	細越（ほそごえ）　亜起子（あきこ）	欠
13		三八地域県民局地域健康福祉部　福祉総室 （配偶者暴力相談支援センター）	佐藤（さとう）　貴生（たかき）	出
14	その他市長が必要と認める者	八戸市保育連合会	小澤（おざわ）　一雅（かずまさ）	出
15		八戸市私立幼稚園協会	油川（あぶらかわ）　育子（いくこ）	欠

【庁内関係課】

	部署名	担当分野	10/28 出欠
1	福祉部　高齢福祉課	高齢者虐待	欠
2	福祉部　障がい福祉課	障がい者虐待	欠
3	こども健康部　保健所　すくすく親子健康課	虐待早期発見	欠
4	こども健康部　こども家庭相談室	児童虐待・DV	出
5	教育委員会　教育指導課	いじめ	欠

資料　1

令和６年10月28日
こども家庭相談室

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画について

１　計画の概要

・本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき定める計画と、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）の規定に基づき定める基本計画を一体的に策定するものです。

・本計画に基づき、福祉の増進及び自立に向けて、各種施策を推進していくものです。

・計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

２　計画の対象

・DV防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（事実婚や元配偶者※1も含む）からの身体的、精神的な暴力を言い、施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者※2と規定しています。

・女性支援法では、施策の対象となる「困難な問題を抱える女性」について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

・本計画の対象を、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等」（以下「困難女性等」という。）とします。性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関と連携して可能な支援を検討します。

※1　離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、生活の本拠を共にする交際相手や関係解消後もその交際相手から引き続き暴力を受ける場合も対象です。
※2　DV被害者は性別を問わず、支援の対象とします。

資料　1

令和６年10月28日
こども家庭相談室

３　施策の体系

基本目標	施策の方向性	取組内容	
Ⅰ　DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会づくりの推進	1　困難女性等に関する理解の普及と予防啓発	①　市民への正しい理解の普及及び DV 防止等の啓発	
		②　市のHP、広報を利用した DV 被害者を含む困難女性等に対する関係機関の情報提供や相談窓口の周知	
		③　若年層等への教育、啓発	
Ⅱ　DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の早期発見及び相談体制の充実	2　早期発見のための体制づくり	①　医療機関・福祉関係者に対する啓発	
		②　学校・児童福祉施設・地域の支援者に対する啓発	
		③　高齢者、障がい者及び児童に関する情報への対応	○
	3　相談体制の充実	①　女性の居場所づくり	○
		②　本人の意思を尊重した支援方法の検討	○
		③　相談者からの多様なニーズへの対応	
		④　相談員の資質向上及び安全確保	
		⑤　配偶者暴力相談支援センターの運営	
Ⅲ　DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の保護・自立に向けた支援の充実	4　困難女性等の安全確保・保護体制の整備	①　困難女性等の緊急時等の安全確保の徹底	
		②　一時保護施設等との連携	
		③　保護命令制度の利用	○
	5　個人情報の保護	①　被害者情報保護の実施	
	6　自立支援	①　就労・居住場所等の確保に関する支援	
		②　各種援護制度を活用した支援	
		③　アフターケアの推進	○
		④　同伴児童等への支援	
Ⅳ　支援機関の体制強化及び連携の充実	7　支援機関の体制強化	①　支援調整会議の設置、運用	○
	8　関係機関等との連携	①　庁内連絡会議等の活用	
		②　民間団体との連携	○
		③　関係機関との連携	

○：新計画における新たな取組内容

資料 2

素　　案

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画

八　戸　市

令和7年3月

はじめに

市長写真

作

成

中

令和７年３月

八戸市長 熊 谷 雄 一

目 次

1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・・・

1　基本的な考え方

1　計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者は、多くの場合女性であり、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、DV を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第31号。以下「DV防止法」という。）は、DVの防止と被害者の保護を目的に制定され、婦人保護事業の根拠法のひとつとなりました。

市では、平成13年9月に「八戸市男女共同参画基本条例」を制定し、DV を男女共同参画の推進の阻害要因となる行為と位置付け、その行為の防止を盛り込みました。

平成19年7月の DV 防止法改正では、市町村による DV 防止基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化され、市では、平成24年9月に「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を、令和2年3月に「第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定するとともに、令和3年10月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV の防止と自立支援を含む被害者保護対策を推進してきたところです。

こうした中、女性が、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性の抱える問題が複雑化、多様化し様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、売春防止法を主な根拠する従来の枠組での対応は限界があるとして、困難な問題に直面している女性の人権擁護、福祉の増進及び自立支援等の新たな枠組みを構築することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第 52 号）（以下「女性支援法」という。）が成立し、令和6年4月に施行されました。

女性支援法第8条において、市町村は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して定めることが努力義務とされたほか、令和5年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第 111 号）（以下「女性支援基本方針」と

いう。）が公示され、政策的に関連の深い他の計画（「DV防止法」に規定する市町村基本計画等）と一体的なものとして策定することができることとされました。

本計画は、現行の第2次計画の計画期間が令和6年度末をもって終了するにあたり、社会情勢の変化等に則した困難な問題を抱える女性及び男性等も含むDV被害者に対する支援の充実並びにDV防止対策を推進するため、新たなDV防止基本計画として策定するとともに、女性支援法や女性支援基本方針の内容を受け、「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画」として一体的に策定し、福祉の増進及び自立に向けて、施策を推進していくものです。

2 位置付け

① 女性支援法第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画です。

② DV 防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

ただし、計画の期間内でも、法改正等により国の基本方針の見直しや、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合などには、必要に応じて見直すこととします。

4 進行管理

計画に掲げた重点目標の具体的施策について、毎年、施策ごとに担当各課の実施状況をまとめ、「（仮称）八戸市 DV 防止及び困難女性等支援庁内連絡会議」で現状と課題等の検証を加え、「八戸市虐待等防止対策会議」において報告します。

5 計画の対象

DV防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（事実婚や元配偶者※1も含む）からの身体的、精神的な暴力を言い、施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者※2 と規定しています。

また、女性支援法では、施策の対象となる「困難な問題を抱える女性」について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

このため、本計画の対象を、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等」（以下「困難女性等」という。）とします。 性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、その状況や相

談内容を踏まえ、関係機関と連携して可能な支援を検討します。

※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、生活の本拠を共にする交際相手や関係解消後もその交際相手から引き続き暴力を受ける場合も対象です。

※2 DV被害者は性別を問わず、支援の対象とします。

6 実施主体及び留意事項

本計画の実施主体は、すべて市ですが、計画に掲げた重点目標の具体的施策の担当部署については、DV 被害者及び困難な問題を抱える女性等の安全確保を図るため、本計画上では明記しないものとします。

2　DV及び女性支援に関する現状

1　DV に関する相談状況

○　県内の配偶者暴力相談支援センター※に寄せられた相談受付件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の 1563件となっています。このうち八戸市民からの相談は 589 件と３割強を占めています。

市では、令和3年10月に八戸市配偶者暴力相談支援センターを開設しており、令和 5 年度の相談受付件数は554件で、開設前の令和2年度（221件）の2．5倍に増加しました。

また、女性からの相談は 551 件、男性からの相談は 3 件となっており、相談者の性別は女性がほとんどを占めています。

※県内の配偶者暴力相談支援センター設置数：10 か所（R6.4.1 現在）
（県女性相談支援センター、6地方福祉事務所、県男女共同参画センター、青森市、八戸市）

年度	配偶者暴力相談支援センター										
	全国	県全体									
			三戸地方福祉事務所（うち八戸市民分）			八戸市配偶者暴力相談支援センター ※			市民分合計		
				男	女		男	女		男	女
2年度	129,491件	1,070件	69件	－	－	221件	－	－	290件	－	－
3年度	122,478件	1,208件	38件	－	－	213件	－	－	251件	－	－
4年度	122,211件	1,403件	32件	0	32	458件	21	437	490件	21	469
5年度	―	1,563件	35件	0	35	554件	3	551	589件	3	586

※令和3年9月以前は八戸市福祉事務所受付分

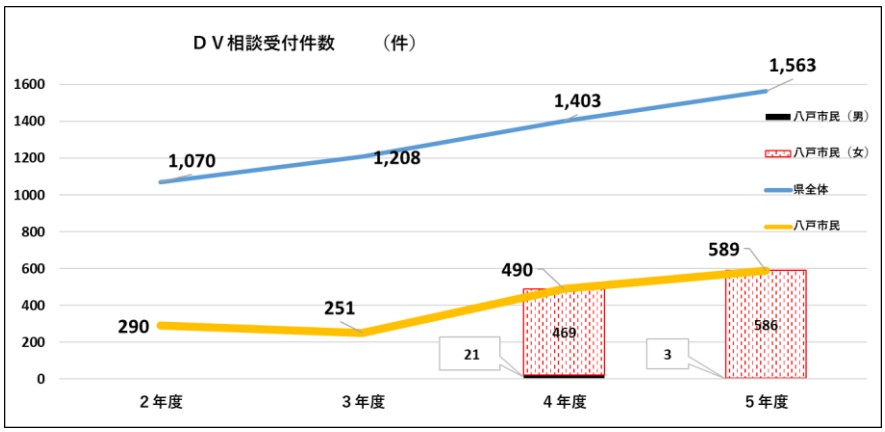

○　令和 5 年度の相談者の年齢別受付件数は30歳代と40歳代が合わせて350件となっており、全体の6割以上（63．2%）を占めています。

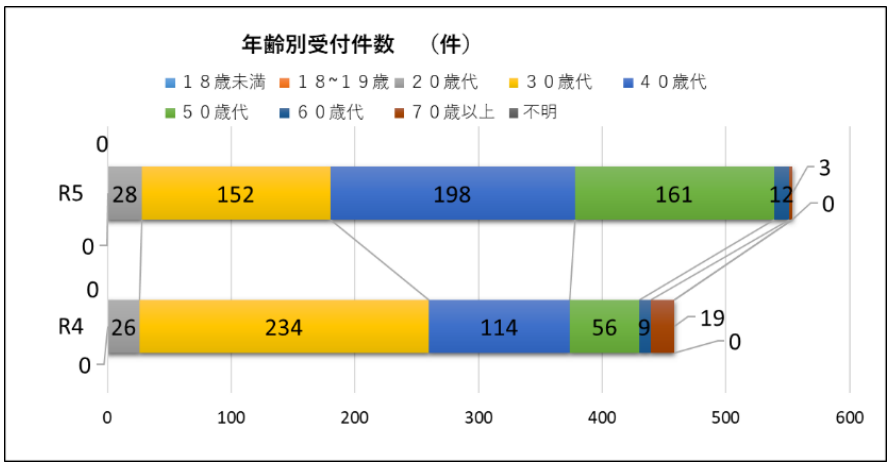

2　女性相談の相談状況

○　市では、福祉事務所に女性相談員3名（令和6年4月1日現在）を配置し、女性からの様々な相談に対応しています。

○　市で受け付けた女性相談の件数の推移を見ると、増加傾向にあり、令和5年度は961件で過去最多となっています。相談内容は、「夫等の暴力」が最も多く497件（51．7%）、次いで離婚問題が108件（11．2%）となっています。

単位：件（延件数）

相談の種別	人間関係													住居問題	経済関係				医療関係				計
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他		生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	親族の暴力	その他														
2年度	221	85	23	7	5	54	7	5	16	0	3	3	14	47	9	0	9	40	10	48	7	2	615
3年度	213	164	43	8	21	53	7	0	36	0	3	22	10	41	8	32	17	41	33	76	4	3	835
4年度	393	110	19	12	11	94	10	0	19	3	3	0	16	62	12	6	10	42	20	72	0	3	917
5年度	497	108	17	1	8	99	10	0	29	0	1	0	15	47	6	2	5	44	20	47	1	4	961

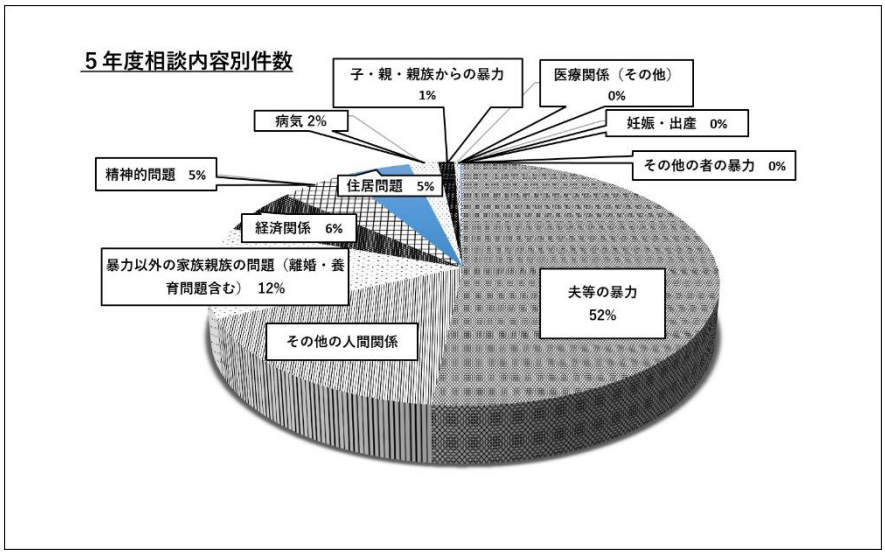

○ 相談者の年代は、30～60 歳代が約9割を占め、20 歳代以下は7．6%となっています。

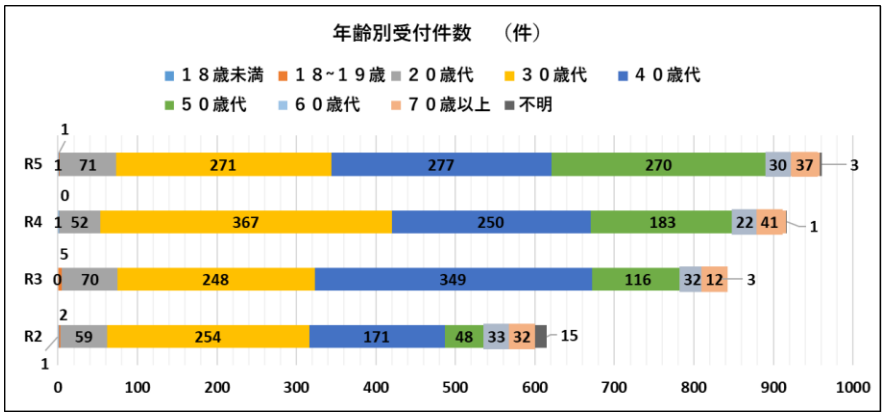

3 施策の体系

本計画では、国の基本方針及び県の基本計画を踏まえた上で、市の実情を勘案し、4つの基本目標を設定しています。この 4 つの基本目標に沿って8の施策の方向を定め、それぞれについて取組みを進めていきます。

基本目標	施策の方向	取組内容
Ⅰ	DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会づくりの推進	
	1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発	(1) 市民への正しい理解の普及及び DV 防止等の啓発
		(2) 市のHP、広報を利用した DV 被害者を含む困難女性等に対する関係機関の情報提供や相談窓口の周知
		(3) 若年層等への教育、啓発
Ⅱ	DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の早期発見及び相談体制の充実	
	2 早期発見のための体制づくり	(1) 医療機関・福祉関係者に対する啓発
		(2) 学校・児童福祉施設・地域の支援者に対する啓発
		(3) 高齢者、障がい者及び児童に関する情報への対応
	3 相談体制の充実	(1) 女性の居場所づくり
		(2) 本人の意思を尊重した支援方法の検討
		(3) 相談者からの多様なニーズへの対応
		(4) 相談員の資質向上及び安全確保
		(5) 配偶者暴力相談支援センターの運営
Ⅲ	DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の保護・自立に向けた支援の充実	
	4 困難女性等の安全確保・保護体制の整備	(1) 困難女性等の緊急時等の安全確保の徹底
		(2) 一時保護施設等との連携

		(3)　保護命令制度の利用
	5　個人情報の保護	(1)　被害者情報保護の実施
	6　自立支援	(1)　就労・居住場所等の確保に関する支援
		(2)　各種援護制度を活用した支援
		(3)　アフターケアの推進
		(4)　同伴児童等への支援
Ⅳ	支援機関の体制強化及び連携の充実	
	7　支援機関の体制強化	(1)　支援調整会議の設置、運用
	8　関係機関等との連携	(1)　庁内連絡会議等の活用
		(2)　民間団体との連携
		(3)　関係機関との連携

4 計画本編

基本目標Ⅰ

DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会づくりの推進

施策の方向1　困難女性等に関する理解の普及と予防啓発

＜現状と課題＞

◆市民一人一人がＤＶに関する正しい知識を深め、ＤＶを根絶する社会的機運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。

◆DV 被害者の多くは女性ですが、こうした背景の一つには、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や経済力の格差など男女が置かれている状況、女性を対等なパートナーとして見ない女性差別の意識などに根ざした社会的・構造的な問題があり、暴力の根絶に向けて社会全体で取り組む必要があります。

◆ＤＶを受けながら、ＤＶと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、ＤＶに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。

◆10 代や 20 代の若者の間に SNS 等でのトラブルをはじめとして、デート DV が広がるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。また将来、新たな被害者、加害者を生み出さないためにも、学校教育の段階から、暴力は重大な人権侵害であり、許されない行為であるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。

【取組内容】

① 市民への正しい理解の普及及び DV 防止等の啓発

- 困難女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、市民に対する教育、啓発、広報等に努めます。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月 12 日～11 月 25 日）期間中は、ポスターの掲示やパープルライトアップ等を実施するなど集中的な啓発を行います。
- 児童虐待（面前 DV）への対応を通して、加害者に対して児童虐待及び DV の禁止を説明し、男女の人権尊重とともに DV 防止の普及啓発を図ります。

② 市のホームページ、広報誌等を利用した困難女性等に対する関係機関の情報提供や相談窓口の周知

- 市のホームページ、広報紙、公式 SNS 等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図ります。
- DV 相談者は30歳代、40歳代に多いことから、乳幼児健康診査時や、学校や子育て関連施設等においてリーフレットを配布することで各家庭に情報を提供します。

③ 若年層等への教育、啓発

- 学校教育において、暴力を許さないという意識を形成・確立するため、人権や男女平等に関する教育の一層の推進を図ります。また、SNS やメール等による暴力防止のため、情報モラル教育の推進を図ります。

- ▶ 若年層に向けた効果的な啓発手法を検討し、デートDV予防の啓発を行います。

【数値目標】

「基本目標Ⅰ」を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項　目	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和11年度）
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発 〖パープルライトアップ施設数〗	1か所	3か所以上
困難女性等に関する情報提供 〖乳幼児健康診査や子育て関連施設等への 啓発用リーフレットの配布〗	－	2,500枚

基本目標Ⅱ

DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の早期発見及び相談体制の充実

施策の方向2　早期発見のための体制づくり

＜現状と課題＞

◆困難女性等の抱える問題は、外部から発見することが困難である上、本人が被害を認識したり、支援を求めることが困難な状況な場合もあります。

◆こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前ＤＶ）は、心理的な児童虐待と定義され、こどもの心身等の発達に悪影響を及ぼします。

◆本人が相談の必要性に気づかないケースや、相談をためらうケースなどがあることも想定しながら、多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性等を早期に把握して、支援につながる機会をつくる必要があります。

◆ＤＶ被害のみならず児童虐待防止や困難な問題を抱える女性等の問題解決のためにも、周囲の人たちが気付き、相談を促すことができるよう、困難女性等と関わる可能性の高い関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

【取組内容】

①　医療機関・福祉関係者に対する啓発

- DVの通報努力義務について、医療機関、福祉関係者に対して周知啓発を図り、被害者等の早期発見を図ります。

②　学校・児童福祉施設・地域の支援者に対する啓発

- 青少年の健全な育成を図るため、少年相談センターにおいて問題行動等の早期発見、早期対応に努めるとともに、少年に関わる相談活動の充実を図ります。
- 被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関、団体との連携を図ります。
- 民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図ります。

③　高齢者、障がい者及び児童に関する情報への対応

- 被害者が、通報内容から高齢者虐待又は障がい者虐待に当たると思われる場合は、関係機関との連携を図り、適切な対応を行います。
- DV に関する通報内容から児童虐待が重複して発生している可能性があることを踏まえ、関係機関との連携を図り、適切な対応を行います。

施策の方向3　相談体制の充実

＜現状と課題＞

◆市では、困難女性等が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて 24 時間、メールによる相談を受け付けています。

◆相談件数は、年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となっており、様々な研修の機会を確保し、相談員等のスキルアップが必要です。

◆行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気付かない女性もいます。そのため困難女性等が気軽に立ち寄り、相談や支援のきっかけをつくる場所が必要です。

◆窓口対応者の言動により DV 被害者が更に精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いてＤＶ被害について繰り返し説明することは、被害者の心理的負担の増加につながるため、被害者と直接関わる部署の職員は十分留意して対応しなければなりません。

◆外国人の相談者は、言葉や文化の違いが障壁となりやすいため、関係機関と連携を図り、外国人に対する適切な支援の充実を図る必要があります。

◆高齢者や障がい者の支援にあたっては、心身の状況を勘案し、高齢者福祉施設等による保護の実施など、高齢者担当課、障がい者担当課及び福祉施設等の関係機関と連携したきめ細かな対応が必要です。

【取組内容】

①　女性の居場所づくり

- 様々な問題や悩みを抱えていても相談窓口につながっていない困難女性等が相談しやすいよう、気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性たちと交流したりできる場の提供を検討します。

②　本人の意思を尊重した支援方法の検討

- 困難女性等が速やかに安心して支援を受けられるよう、本人の立場に寄り添って、本人の抱えている問題等を本人とともに整理し、本人の意思を尊重しながら、関係課と連携を図り支援方針等を検討します。

③　相談者からの多様なニーズへの対応

- 高齢者、障がい者や外国人の方の相談、支援のため関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施します。
- 被害者の安全確保と心理的負担軽減を図るため、諸手続きの際には、相談員が同行したり、一定の場所に関係部署の担当者が出向きワンストップで対応したりする等の配慮をします。

④　相談員等の資質向上と安全確保

- 困難女性等への正しい理解と、適切な助言や支援を行うため、専門研修の受講機会を設け、相談員等の資質の向上を図ります。
- 相談員等が、被害者から聞くショッキングな話に傷つく「代理受傷」を体験したり、業務に対し急に意欲を失い無力感、虚脱感を感じるようになる「バーンアウト（燃え尽き）」状態に陥ったりすることを防ぐため、組織としての相談支援体制を強化します。

- 支援の過程で加害者から不当な危害を加えられないように、相談員等の個人情報を守るとともに、事案に応じ警察と連携して対応するなど安全確保に努めます。

⑤ 配偶者暴力相談支援センターの運営

- 女性相談員を中心に DV に関する相談業務や各種支援事業を実施します。

【数値目標】

「基本目標Ⅱ」を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項　目	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和 11 年度）
相談員等の資質向上 〖関係課職員等を対象とした講習の参加者数〗	17 人	30 人

基本目標Ⅲ

DV 被害者を含む困難な問題を抱える女性等の保護･自立に向けた支援の充実

施策の方向4　困難女性等の安全確保･保護体制の整備

＜現状と課題＞

◆相談内容から緊急保護が必要と判断される場合は、青森県女性相談支援センターや警察と連携し、被害者の安全確保を優先して適切な保護を行う必要があります。

◆緊急に保護する一時保護は、安全確保のために最適な方法ですが、外出規制や通信機器の使用制限等、様々な理由から一時保護施設への入所をためらう事例もあるため、本人へ説明し、理解を得る必要があります。

【取組内容】

①　困難女性等の緊急時等の安全確保の徹底

- 困難女性等の状況や同伴する家族の有無等を勘案し、県や警察と連携を図り、一時保護施設に入所するまでの安全確保に努めます。

②　一時保護施設等との連携

- 保護することが必要と認められる場合には、本人の同意を得た上で、一時保護が安全かつ確実に行われるよう、県や警察とも連携しながら支援します。
- 身の危険がある被害者の支援については、警察と連携を図り、同行支援をする等安全確保に努めます。

③　保護命令制度の利用

- DV 被害者に対し、保護命令制度に関する情報提供、申立手続に関する助言、関係機関への連絡等、法的手続きを円滑に行うことができるよう支援を行います。

施策の方向5　個人情報の保護

＜現状と課題＞

◆加害者がＤＶ被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではＤＶ被害者等からの申出に基づき、本人及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、ＤＶ被害者等である旨の情報提供を行っています。

◆関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。

【取組内容】

①　被害者情報保護の実施

- DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者及び併せて支援を求める者について、申出に基づき、現住所が記載された証明書の交付及び台帳の閲覧制限による支援措置を実施します。
- 被害者に係る選挙人名簿抄本閲覧制限等の措置を実施します。
- DV被害者等の個々の事情に配慮し、医療費通知等の差止めの取り扱いを行う等、関係機関による居場所を含む被害者等の情報管理を徹底します。
- 他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底します。

施策の方向6　自立支援

＜現状と課題＞

◆困難女性等がこれまでの生活の場を離れて新たな場所で自立した生活を送る場合、生活資金の確保、離婚、就職など早急に対応が必要な問題に直面します。加えて、本人や同伴する家族の心身の健康管理、育児、こどもの教育など生活を営んでいく上での様々な課題に応じた支援が必要です。

◆自立支援は行政の各分野にまたがるため、高齢者、障がい者等に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署や関係機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。

◆困難女性等は、こども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。

◆こどもが自身に対する暴力やＤＶの現場を目撃したことにより、ストレスや心に大きな傷を負い、成長過程への深刻な影響が懸念されるため、加害者への指導・助言とともに、同伴するこどもに対する心理的ケア等の適切な対応が必要です。

【取組内容】

①　就労･居住場所等の確保に関する支援

- 自立支援に関わる情報提供や就業支援講習等の実施により就業を支援します。
- 公営住宅やセーフティーネット住宅に関する情報を提供します。
- 市営住宅の応募における優遇措置に加え、市営住宅の目的外使用の活用により、DV 被害者の居住の安定を図ります。
- 同伴するこどもがいる困難女性等に対して、必要な場合は母子生活支援施設の入所措置を実施します。

②　各種援護制度を活用した支援

- 困難女性等の負担軽減のため、関係機関への同行支援等を行うほか、関係機関と情報共有することで連携を図ります。
- 支援に関わる関係機関は、情報管理の徹底をするとともに、個々の事案に応じ、情報の保護について必要な支援や制度の情報提供を行います。

③　アフターケアの推進

- 一時保護施設を退所した困難女性等が、地域へ移行後も切れ目なく、必要な支援が継続して確保されるよう、電話相談や家庭訪問、同行支援等のアフターケアを実施します。

④　同伴児童等への支援

- DV 被害者が同伴するこどもについて、保育施設への入所選考を優先的に実施します。
- 就学援助等の支援策を情報提供するほか、小中学校の転校後の安全を、学校と連携して確保します。
- DVにより著しい心理的被害を受けたこどもに対しては、児童相談所等と連携しカウンセリング等の必要なケアを行います。
- 児童生徒が抱える課題を解決するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制を整備し、学校と家庭と関係機関等とのネットワークの構築を図ります。

【数値目標】

「基本目標Ⅲ」を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項　目	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和 11 年度）
就労の確保に関する支援 〖マザーズコナーナー出張職業相談会の開催〗	12 回	18 回

基本目標Ⅳ

支援機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向7　支援機関の体制強化

＜現状と課題＞

◆困難女性等への支援を切れ目なく円滑に実施するためには、支援に関わるすべての機関が共通理解を持ち、発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で連携して取り組む体制づくりが必要です。

◆現在は、八戸市要保護児童対策地域協議会やDV被害者支援庁内会議等において、関係機関相互の情報共有と連携を図っており、今後より一層の支援を的確に実施できるよう、さらに連携の強化を努める必要があります。

【取組内容】

①　支援調整会議の設置、運用

- 要保護児童対策地域協議会、DV 被害者支援庁内会議等の運用の状況を踏まえ、困難女性等への支援に関する協議が効果的、効率的に実施できるよう支援調整会議の設置、運用の在り方について検討を進めます。

施策の方向8　関係機関等との連携

＜現状と課題＞

◆困難女性等の個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施していくために、関係機関、民間団体、市がそれぞれの特徴や強みを生かしながら協働して施策を推進していくことが必要です。

◆様々な課題や不安を抱え、孤立している困難女性等が気軽に相談でき、社会的なつながりを持ち続けることができるよう、民間団体と情報を共有し、連携して支援にあたる取組を進めていく必要があります。

◆ＤＶ防止や被害者からの相談、保護、自立などの一連の支援を、市だけで実施するには限界があり、県や警察署、児童相談所等関係機関との連携が必要不可欠です。

【取組内容】

①　庁内連絡会議等の活用

- 保健･教育･福祉等の各部門が連携及び情報を共有し、被害者等からの相談をはじめ保護や自立支援等を円滑に進めます。

②　民間団体との連携

- 市の支援施策と、民間団体による支援の連携体制の構築について検討します。

③　関係機関との連携

- 高齢者、障がい者や外国人の方の相談、支援のため関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施します。（再掲）

【数値目標】

「基本目標Ⅳ」を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項　目	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和 11 年度）
〖支援調整会議の設置〗	－	設置

参考資料

○ 策定の経緯
○ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律
○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画　の策定経緯

■ 令和6年6月　　第1回八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議
【協議事項】
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画（仮称）の概要、施策の体系（案）、スケジュールについて

■ 令和6年7月　　第1回八戸市虐待等防止対策会議
【協議事項】
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画（仮称）の概要、施策の体系（案）、スケジュールについて

■ 令和6年9月　　第2回八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議
【協議事項】
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画（仮称）の素案について

■ 令和6年10月　　第2回八戸市虐待等防止対策会議
【協議事項】
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画（仮称）の素案について

■ 令和6年　月　　計画（案）に係る意見募集（パブリックコメント）の実施
①意見募集期間
　令和6年　月　日（　）～
②意見照会結果

■ 令和7年　月　　第3回八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議
【協議事項】

■ 令和7年　月　　第3回八戸市虐待等防止対策会議
【協議事項】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成 13 年法律第 31 号）

目次
前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）
第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含

む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）
第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）　抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日

二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月 25 日法律第 52 号）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）
第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を

抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）
第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進）
第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。
（人材の確保等）
第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市町村の支弁）
第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
（都道府県等の補助）
第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三　略

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画

令和７年3月

発　行　／　八戸市　こども健康部　こども家庭相談室
〒031-0011　八戸市田向3丁目6番1号
八戸市総合保健センター
TEL　0178-38-0703